公益社団法人岸和田青年会議所運営規程 新旧対照表

新	旧
第 3 章 金銭出納に関する規定	第 3 章 金銭出納に関する規定
票を発行(請求書添付) 専務理事もしくは総務 委員長が検印の上、支払う。	第 5 条 1.会費及び登録料その他の納金は全て銀行当座 に入金する。支払いは、担当委員長から支払伝 票を発行(請求書添付)総務委員長が検印の上、 支払う。 2.支払いは原則として小切手記名式とする。
第4章 削除	第 4 章 入金に関する規定 第 6 条 入会金は原則として、JC 基金として積立する。 第 7 条 JC 基金の運営については、総会の議を経て別に定める。